

京都大学(南部)医薬系総合研究棟施設整備事業

要求水準書(案)に関する質問回答

平成26年 2月10日

国立大学法人 京都大学

- 1 本質問回答は、平成26年1月20日(月)から1月22日(水)までに受け付けた京都大学(南部)医薬系総合研究棟施設整備事業の要求水準書(案)に関する質問を項目順に整理するとともに、回答を付したものです。
- 2 質問の内容は、質問者の記載のとおりとしています。ただし、記載位置については、大学で整理していますので注意してください。
- 3 書類欄の①は「要求水準書(案)」を、②は「その他」を示します。
- 4 なお、本回答は、現時点での大学の考え方を示すものであり、今後変更する可能性がありますので注意してください。最終的には、入札説明書等に基づいてください。

京都大学(南部) 医薬系総合研究棟施設整備事業 要求水準書(案)に関する質問回答

番号	書類	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①		質問	回答
1	①	実施設計図書、別表1、資料1～10	-	-	-	-	-	-	-	後日公表と理解しますが、具体的な公表時期についてご教示ください。	入札説明書等の公表と同時に公表する予定です。
2	①	付属資料について	-	-	-	-	-	-	-	実施設計図書の数量書を公表していただけないでしょうか。	入札説明書等の公表と同時に公表する予定です。
3	①	実施設計図書等								要求水準書(案)の時点においては、実施設計図書、別表1等の公表を行わないとありますが、いつ公表されるのでしょうか。早期の公表をお願いします。	入札説明書等の公表と同時に公表する予定です。
4	①	周辺家屋影響調査	2	1	2	1	5			調査対象となる周辺家屋は大学施設に限られると考えてよろしいでしょうか。	大学が所有する施設(大学施設)か否かに関わらず、本事業による施設整備業務が影響を及ぼすと想定される範囲の施設等を調査対象として実施してください。なお、調査を実施しない範囲の施設等において、何らかの影響が生じた場合のリスク(影響の有無(因果関係)の証明等)は、選定事業者が負うものとします。また、事業契約書(案)も参照してください。
5	①	機能を維持するために 行う修繕・更新	2	1	2	2			※ 2	「その規模に係わらず、すべて選定事業者が行う業務範囲とする。」との記載がありますが、原設計における瑕疵等の不具合(起因する施設利用者の不測の事故等への補償・対応も含む)は業務範囲外との理解でよろしいでしょうか。	修繕・更新を必要とする原因が、原設計における瑕疵(経年劣化を含まないことに留意してください。)によることが明らかと大学が認める場合には、大学と選定事業者で協議するものとします。なお、選定事業者は、当該事象を予見もしくは発見した場合には、速やかに大学に報告するものとします。詳細については、事業契約書(案)を参照してください。
6	①	付帯事業	2	1	2	3	2			「大学からの本施設の一時貸付を受ける付帯事業」には施設整備業務・維持管理	「大学からの本施設の一時貸付を受ける付帯事業」として、大学が選定事業者

番号	書類	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	質問	回答
									業務が記載されていませんが、例えば本施設の一時貸付を受けて厨房を使った付帯事業を行う場合、当該厨房の整備費・維持管理費はPFI事業費で賄うとの理解でよろしいでしょうか。	貸し付けるのは、本施設のうち「交流スペース（アウトリーチエリア）」、「リフレッシュスペース（各階）」、「その他の共用部分」の一部で、かつ、大学の示す施設整備業務の標準仕様（大学に採用されかつ最終的に提案がなされたVE提案による変更設計を含む。）のままです。なお、標準仕様には、厨房等はありません。厨房等が必要な場合には、「大学から本施設の長期貸付を受ける付帯事業」での対応となります。
7	①	適用基準類等の最新版	3	1	3	2			“本事業の実施にあたっては、下記基準類等の最新版（入札時点）を適用する。”とありますが、適用基準類等には維持管理業務に係る図書も含まれます。入札時点では当該時期の最新版を適用するのは当然ですが、事業期間中に適用基準類等の改定や廃止・新設が行われた場合であっても、入札時点での最新版を適用すれば要求水準を満たすと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、契約締結後に入札時点の最新版で業務を実施することが不相当になると大学が認めた場合には、大学と選定事業者で協議するものとしします。詳細については、事業契約書（案）を参照してください。
8	①	電気主任技術者	4	1	3	2	22		京都大学自家用電気工作物保安規程の別表に「日常巡視・点検」、「定期巡視・点検」、「精密点検」、「測定」と管理項目が記載されておりますが、事業者が行う業務範囲はどこまででしょうか。	すべてを選定事業者の業務の範囲とします。ただし、電圧や電力等一部の内容については、中央監視装置による機械監視の結果をもって巡視点検の結果とする（置き換える）ことが可能です。
9	①	実施設計図書の変更設計	5	2	1	1	1	②	VE提案による設計変更を行う場合、設計期間や費用に関する協議を実施設計を担当した設計者と入札前に実施することは可能でしょうか。未協議のままでは入札時の根拠が不明確になることが懸念されます。	ご質問の事項については、入札説明書等で提示します。

番号	書類	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①		質問	回答
10	①	変更通知	5	2	1	1	1	②		選定事業者が「計画通知の変更」を行う場合、設計者の変更は可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、詳細については、特定行政庁、大学、選定事業者で協議するものとします。
11	①	業務全般	5	2	1	1	1	④		「病院西構内工事連絡会」における制約条件、ルール等をお示し願います。特に工事車両台数の制限や費用負担等がある場合は、工事計画や入札金額に反映する必要があります。	当該工事連絡会は、月1回開催され、コンクリート打設の日程、搬入車両台数の調整、共通で使用する搬入経路の補修負担等の協議を行っていただき、これに基づいて工事を進めていただくこととなります。
12	①	業務全般	5	2	1	1	1	⑧		大学入試センター試験、一般入試（後期日程）の実施日以外は学内行事に支障のない範囲で、工事を行うことができるものとして宜しいでしょうか。	原則として、ご理解のとおりですが、大学入試センター試験、一般入試（後期日程）の実施日以外にも、想定していない事情（例えば、要人来訪や記念式典等）により、工事に制約が生じる場合があります。詳細については、大学と協議して対応を決めるものとします。
13	①	住民対応	5	2	1	1	2	①		他の大学発注工事で、これまでに実施された周辺影響調査の項目を参考にお示し願います。	周辺（家屋）影響調査の項目については、選定事業者の判断によるものとします。番号4への回答を参照してください。
14	①	既存環境の保護	6	2	1	1	5	③		本施設周辺で地下水使用等ありましたら、位置・水位・使用用途等お示し願います。	大学は、自家給水設備により地下水を利用していますが、本事業の建設予定地から半径50m以内に井水（汲み上げ）設備はありません。
15	①	施工管理	7	2	1	1	6	⑥		本施設は引き渡し日まで建設企業の管理下にあります。別途に大学が発注する移転業務については施工及び完了検査工程に配慮いただけるものとしてよろしいでしょうか。	まず、選定事業者は、大学との打合せや協議に対応し、当該移転業務が深夜作業や休日作業にならないよう、かつ、当該移転業務に係る費用が合理的（妥当）な範囲内となるよう協力しなければなりません。そのうえで、大学は、施工及び完成検査の工程に配慮するものとします。
16	①	施工管理	7	2	1	1	6	⑥		本施設の引渡し前に重量物等を搬入されるとのことで	ご理解のとおり、搬入した重量物等の工事期間中の管

番号	書類	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	質問	回答
									すが、搬入した重量物等の工事期間中の管理責任は所有者（大学）にあるとの理解で宜しいでしょうか。 あるいは所有者ではなく建物所有者（事業者）に管理責任がある場合は搬入物の調達価格等を開示くださいますようお願いいたします。	理責任は所有者（大学）にあります。ただし、選定事業者は、大学との打合せや協議に対応し、当該業務の円滑な実施に協力（工程調整を含む。）しなければならないことに留意してください。
17	①	施工管理	7	2	1	1	6	⑥	本施設の引渡予定日（平成28年6月30日）までに移転業務を行うことになっておりますが、移転作業に起因する工期遅延等の責任は大学負担との理解でよろしいでしょうか。 また、移転作業の際に施設損傷を防止するための一般的な処置（養生等）は大学にて実施されとの理解でよろしいでしょうか。	まず、選定事業者は、大学との打合せや協議に対応し、当該移転業務の円滑な実施に協力（工程調整を含む。）しなければなりません。また、当該移転業務に起因する工期遅延等とは、必要とする移転業務そのものを否定するものではなく、移転業務における大学の責に帰する不備等（事故、予定日の遅延等）によるものを指すものとします。
18	①	引渡し前の移転業務	7	2	1	1	6	⑥	「本事業とは別途に大学が発注する移転業務（すべての移転業務のうち、重量物、大容積物、設備との接続及び調整が必要なものを中心とする。）は、原則として、本施設の引渡し予定日（平成28年6月30日）までの6月1日から6月30日にかけて行う」との記載がありますが、引渡し前の移転業務による建物等の損傷による修復は、すべて貴大学の負担という理解でよろしいでしょうか。	まず、選定事業者は、大学との打合せや協議に対応し、当該移転業務の円滑な実施に協力（工程調整を含む。）しなければなりません。そのうえで、本施設の引渡し前の移転業務により建物等に損傷が生じた場合には、当該損傷の修復にかかる費用等は、大学の負担とします。
19	①	引渡し前の移転業務	7	2	1	1	6	⑥	S P Cが施設を引き渡す前に貴大学側が使用することになると、不動産取得税（府税）が発生することになりませんか。	大学としては、当該移転業務は、重量物、大容積物、設備との接続及び調整が必要なものを中心とするものであり、本施設の使用にはあたらないものと認識しています。
20	①	移転業務	7	2	1	1	6	⑥	大学が別途発注される移転	まず、選定事業者は、大学

番号	書類	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①		質問	回答
										業務に伴い、施設内に傷がついた場合のリスクは事業者の範囲外と考えてよろしいでしょうか。	との打合せや協議に対応し、当該移転業務の円滑な実施に協力（工程調整を含む。）しなければなりません。そのうえで、本施設の引渡し前の大学の移転業務により建物等に損傷が生じた場合のリスクについては、選定事業者の負うべきリスクの範囲外とします。
21	①	建設業務に伴う光熱水費	7	2	1	1	9			工事で使用する電気・水道の引き込み方法をご教示ください。電気は工事用に個別引き込み、水道は大学引き込みからの分岐（メーター付き）との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細については、実施設計図書（現場説明書）を参照してください。
22	①	選定事業者による完成検査報告	8	2	1	2	1	③		「是正を求められた場合」は、「要求水準に満たない場合に限る」という理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等を満たさない場合には、是正を求めるものとします。詳細については、事業契約書（案）を参照してください。
23	①	業務実施にあたっての考え方	9	3	2	2	11			「学生等による故意の破損、落書き等については、大学側とその責任と負担を協議の上、・・・」とありますが、責任及び負担については「実施方針書（平成25年11月5日公表）」28頁の添付資料2「リスク分担表（案）」における「維持管理段階の施設損傷リスク（No. 53～No. 55）」に基づき決定されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、「リスク分担表（案）」の「維持管理段階の施設損傷リスク（No. 53～No. 55）」に基づくものとしますが、詳細については、事業契約書（案）を参照してください。
24	①	業務実施にあたっての考え方	9	3	2	2	11			“学生等による故意の・・・大学側と協議の上、修繕等を実施する。”とありますが、第三者による施設の破損等の修繕等については、当然に当該第三者が費用等を含め負担するものと思料します。また、当該第三者が特定できない場合は、施設の所有者が負担すべきであり、選定事業者	番号23への回答を参照してください。

番号	書類	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	質問	回答
									<p>の業務上の不備（警備業務の怠慢等）により特定できない場合は、当該過失部分を負担するものと思料します。</p> <p>破損等の修繕等の実施を本事業の業務範囲とされることに異議はありませんが、第三者が特定できる場合の修繕業務等の費用は第三者が負担、選定事業者の業務上の不備がない場合は貴大学の負担と考えてよろしいでしょうか。</p>	
25	①	学生等による故意の破損、落書き等	9	3	2	2	11		<p>「学生等による故意の破損、落書き等」は学生さん等に帰責することが明確な事象であり、貴大学と選定事業者のどちらにも責任のない状況です。この責任と負担について話し合う、というのはどのような内容を想定していらっしゃるのでしょうか。過失も含め想定しておられるのでしょうか。</p>	番号23への回答を参照してください。
26	①	非常時、緊急時の対応	9	3	2	4	2		<p>「・・・防災計画に基づき、直ちに必要な措置をとると共に、・・・」とあります。維持管理業務の実施時間は「原則として、平日8:00～19:00までとし、土曜・日曜・祝日及び12月29日～1月3日を除く」（同項（7）-2））であり、業務実施時間外の上記対応は、警備業務を担当する機械警備会社が対応することが要求水準との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>維持管理業務時間外の非常時・緊急時及び災害時の一次対応（①関係機関（必要な場合）及び大学（施設管理担当等）への通報、②現場への急行・確認、③取り得る適切な応急の処置、④その他大学への協力等とし、①により問題が解決した場合は②以降の対応は不要とし、それ以外の場合は②を必須とし、③、④については施設使用者の危険、実験等への影響及び施設の損傷等に関わるような場合（地震や風水害による災害が発生した場合を含む。）、又は、関わる可能性がある場合（地震や風水害による災害が発生するおそれがある場合を含む。）において実施するものとし</p>

番号	書類	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①		質問	回答
											ます。)は、機械警備会社が対応するものでもよいものとしませんが、これに(機械警備会社が対応するのに)限るものではありません。なお、ここでの非常時・緊急時の定義(例えば、火災報知器の発報時等)については、入札説明書等で提示します。
27	①	災害時の対応	10	3	2	5				災害時の食料、飲料水等の備蓄は事業者分も含め大学側の対応と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、選定事業者のBCP(事業継続計画)については、提案を期待しています。
28	①	災害時の対応	10	3	2	5				「・・・、直ちに初期対応を講じ、・・・」とあります。維持管理業務の実施時間は「原則として、平日8:00～19:00までとし、土曜・日曜・祝日及び12月29日～1月3日を除く」(同項(7)-2))であり、業務実施時間外の上記対応は、警備業務を担当する機械警備会社が対応することが要求水準との理解でよろしいでしょうか。	番号26への回答を参照してください。
29	①	法令等の遵守	10	3	2	6				“必要な関係法令、技術基準等を充足した維持管理業務計画書を作成し、それに基づき業務を実施する。”とあり、ここでいう技術基準等には「文教施設保全業務標準仕様書」も含まれるものと思料します。しかし、7行目に“「文教施設保全業務標準仕様書」を参考にして業務を行うものとする。”とあることから、「文教施設保全業務標準仕様書」については充足する必要はなく、参考資料として取り扱えばよいと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、当該仕様書と同等程度の品質を確保することを前提に、「文教施設保全業務標準仕様書」を参考にして業務を行うものとしします。
30	①	維持管理期	10	3	2	7	2			業務時間として平日8:0	講義室や会議室は、授業や

番号	書類	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①		質問	回答
		間の設定								0～19：00となっておりますが、これは建築設備保守管理業務の運転・監視・巡視業務の業務時間であって、清掃など他の業務については業務の内容に応じて選定事業者が業務時間を設定できるとの理解でよろしいでしょうか。	会議により業務時間内に清掃業務を実施できない場合がありますので、大学との協議が必要となります。
31	①	維持管理期間の設定	10	3	2	7	2			業務時間及び休務日の記載がありますが、これは常駐者の配置のみならずその他の業務（清掃、機械警備、緊急対応等）も実施する必要はないのでしょうか。維持管理業務の総論に記載があるため、本規定の対象業務を明示願います。	当該業務時間及び休務日は、建物保守管理業務、建築設備保守管理業務、外構施設保守管理業務、清掃業務、警備業務のうち、当該業務時間及び休務日では実施できない業務（騒音・振動等を伴う修繕、停給水作業、停給電作業、害虫駆除、ワックス塗布、カーペットクリーニング等を含む。）、並びに、非常時・緊急時及び災害時の対応等以外の通常業務にのみ適用するものであり、当該業務時間及び休務日では実施できない業務、並びに、非常時・緊急時及び災害時の対応等には、適用しないものとします。なお、非常時・緊急時及び災害時の一次対応は、機械警備会社が対応するものでもよいものとします。
32	①	維持管理期間の設定	10	3	2	7	2			「原則として、平日8：00～19：00までとし、」とありますが、定期点検や定期清掃等の作業をそれ以外の時間帯に実施することは可能であると理解して宜しいでしょうか。	番号30、31への回答を参照してください。
33	①	維持管理期間の設定	10	3	2	7	2			「原則として、平日8：00～19：00までとし、」とありますが、受変電設備定期精密点検（停電作業）については、土日祝日の日中に実施することは可能でしょうか。	番号30、31への回答を参照してください。

番号	書類	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①		質問	回答
34	①	その他の留意事項	10	3	2	8	2			資機材や消耗品の負担者につき記載がありますが、これらを保管する倉庫や、清掃員の着替えスペース、休憩室等のバックスペースは設置されるのでしょうか。	大学が使用する部屋として「共通管理室」の設置を予定していますが、事業契約の締結後、大学と選定事業者で協議の上、共通管理室の一部を選定事業者に提供することも可能です。なお、選定事業者が使用する机・椅子・ロッカー、間仕切り（パーティション）等の施設備品については、本事業のサービス購入費に含めず、選定事業者の直接の負担とします。
35	①	維持管理業務実施上の消耗品	10	3	2	8	2			消耗品の負担の区分について、本項の記載から、施設使用上利用者が消費する消耗品については貴大学から支給され、業務上必要な消耗品（清掃業務に必要な洗剤やワックス等、保守管理業務上必要なオイルやフィルター等々）については選定事業者の負担となると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	①	照明器具等の管球類の支給	10	3	2	8	2			“なお、消耗品（照明器具等の管球類・・・）については適宜、大学から支給する。”とありますが、選定事業者提案により照明器具がLEDにて設置された場合においても、当該管球類を貴大学から支給頂けるとの認識でよろしいでしょうか。	本施設においては、LED照明を標準仕様として採用する予定です。
37	①	その他留意事項	10	3	2	8	2			照明器具等の管球類は大学からの支給とありますが、建築・設備関連の消耗品で管球類以外に大学からの支給を想定されているものがありますでしょうか。	管球類以外の支給は、想定していません。番号35への回答を参照してください。
38	①	その他留意事項	10	3	2	8	2			維持管理上必要な備品（管理室備品（机・椅子・ロッカー）、施設備品（傘立て、ゴミ箱、サインスタンド、汚物入れ、雨用マット	まず、維持管理業務の実施において必要となる施設備品（「共通管理室」の一部において選定事業者が使用する机・椅子・ロッカー、

番号	書類	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①		質問	回答
										等)、防災備品、非常用食料(事業者用)等)について、設置者(費用負担)、所有区分等をご教示ください。	間仕切り(パーティション)等とともに、清掃用器具や洗剤等の資機材を含む。)は、選定事業者が設置(選定事業者負担)するものとします。その他の施設備品については、要求水準書に特記のない限り、本事業とは別に大学が設置(大学負担)します。ただし、選定事業者の独自の提案により必要とする施設備品の設置(選定事業者負担)を妨げるものではありません。番号27、36への回答を参照してください。
39	①	消耗品について	10	3	2	8	2			「消耗品(照明器具等の管球類、衛生消耗品(トイレットペーパー、手洗い石鹸、ゴミ袋、汚物入れ等)については適宜、大学から支給する。)とありますが、他に大学が想定されている品目があれば開示して下さい。	当該消耗品以外の支給は、想定していません。番号35、36への回答を参照してください。
40	①	ゴミ箱について	10	3	2	8	2			ゴミ袋については大学から支給されるとありますが、ゴミ箱設置にかかる負担区分はどちらになりますか。	番号38への回答を参照してください。
41	①	その他の留意事項	10	3	2	8	3			経年劣化に伴う更新等は本事業に関する業務の範囲に含むとありますが、前段で記載されている「大学の事情による内装変更工事、模様替え」が本事業の業務範囲外として、大学の手によって行われた部分については業務範囲に含まれないと理解してよろしいでしょうか。	大学の事情による内装変更工事、模様替えについては、本事業に関する業務の範囲外としますが、当該工事等に関連してくる維持管理業務の取扱いについては、当該事情(状況)に基づき、大学と選定事業者で協議して決定するものとします。したがって、その結果として、選定事業者の維持管理業務に含めて増額する場合、同じく含めて増減なしとする場合、選定事業者の維持管理業務から除外して減額する場合、同じく除外して増減なしとする場合等があり得ます。詳細に

番号	書類	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①		質問	回答
											については、事業契約書（案）を参照してください。
42	①	内装変更工事等に伴う維持管理業務内容の変更	10	3	2	8	3			“大学の事情による内装変更工事、模様替えについては、本事業に関する業務の範囲外とする。”とありますが、当該工事や模様替えにより、本事業の維持管理業務の方法や範囲が変わる場合は、当該業務の内容の変更（要求水準変更を含む）がなされ、必要に応じて業務費の変更も認められると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。番号41への回答を参照してください。
43	①	その他留意事項	10	3	2	8	3			「ただし、経年劣化に伴う更新等は本事業に関する業務の範囲に含む。」とありますが、大学の事情による内装変更部分・模様替え部分の経年劣化対応は、事業者の業務範囲外との理解でよろしいでしょうか。	番号41への回答を参照してください。
44	①	維持管理業務報告書	11	3	2	8	8			「実施設計図書に変更が生じた場合は、変更箇所を反映させるものとする」とありますが、設計図書の変更による維持管理業務の変更箇所を業務報告書に記載するという理解でよろしいでしょうか。	ここでの「実施設計図書に変更が生じた場合は、変更箇所を反映させるものとする」とは、維持管理業務における補修・修繕及び更新に伴って、実施設計図書の記載内容と現場の事情（状況）との間に差異（例えば、500Aの容量を持つ機器の更新において、同等品（代替品）である510Aの容量を持つ機器を採用等）が生じた場合に実施設計図書を修正することです。
45	①	業務実施体制	11	3	2	8	9			総括責任者・業務責任者・業務担当者について、一名が複数の役割を兼任することは可能でしょうか。	ご理解のとおり、総括責任者、業務責任者及び業務担当者は、それぞれ兼務することも可能とします。
46	①	業務実施体制	11	3	2	8	9			総括責任者・業務責任者・業務担当者を常駐させるか、非常駐とするかは民間事業者の提案によるものと	ご理解のとおりです。大学が示す要求水準を満たすのであれば、総括責任者、業務責任者及び業務担当者の

番号	書類	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①		質問	回答
										の理解でよろしいでしょうか。	常駐、半常駐、非常駐等については、選定事業者の提案によるものとします。
47	①	業務実施体制	11	3	2	8	9	①		総括責任者及び業務責任者は現地に常駐する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	番号46への回答を参照してください。
48	①	業務実施体制	11	3	2	8	9	②		必要な技能や資格についてですが、放射線関連施設並びに動物実験施設関連で、本業務を実施するにあたり必要となる資格や、貴学より業務開始前に事前研修を受けておくべき内容がございますでしょうか。	現段階では、動物実験関連施設の維持管理業務にあたって、特殊な技能や資格を必要とする内容は含めないものとする予定です。また、本施設には、CT・MRI以外の特殊な放射線関連施設を設置しません。なお、詳細については、【別表1 部屋別仕様一覧】において提示しますので、留意してください。
49	①	業務実施体制	11	3	2	8	9	①		総括責任者と業務責任者は兼務することは可能ですか。または、総括責任者を別に定める時は非常駐でもよろしいでしょうか。	番号45、46への回答を参照してください。
50	①	その他留意事項	11	3	2	8	9	①		総括責任者と業務責任者の兼務は可能でしょうか。また、業務責任者が複数業務の責任者を兼務することは可能でしょうか。	番号45、46への回答を参照してください。
51	①	業務責任者	11	3	2	8	9	①		各維持管理業務に業務責任者を定めるとありますが、これは第3章2(1)選定事業者の業務範囲で定義されている建物保守管理業務、建築設備保守管理業務、外構施設保守管理業務、清掃業務、警備業務の5業務毎という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。番号45、46への回答を参照してください。
52	①	業務責任者	11	3	2	8	9	①		各維持管理業務に業務責任者を定めるとありますが、一人の業務責任者が複数の業務責任者を兼任することは可能でしょうか。	番号45、46への回答を参照してください。
53	①	業務の対象範囲	12	3	3	1				建物保守業務で入室する際に特別な資格、講習、申請	ご理解のとおりです。なお、現段階では、建物保守

番号	書類	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①		質問	回答
										・許可の必要な室がありましたら、【別表1部屋別仕様一覧】等にて明確にご提示頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	管理業務において、通常必要となる以外の特別な資格・講習、申請・許可が必要となる部屋は含めないものとする予定です。なお、詳細については、【別表1部屋別仕様一覧】において提示しますので、留意してください。
54	①	建物保守管理業務の要求水準	12	3	3	3	1			“すべての諸室が正常な状態に維持する。”とありますが、ここでいう“すべて”とは、(1)に示された業務の対象範囲に係るすべての諸室と理解してよろしいでしょうか。(貴大学が本事業とは別途に建物保守管理業務を実施する諸室は除くとの理解です。)	建物保守管理業務の対象は、すべての部屋及び部位が対象となります。なお、詳細については、【別表1部屋別仕様一覧】において提示しますので、留意してください。
55	①	要求水準	12	3	3	3	1			「操作記録を保存し、検査と説明に使用できるようにする。」とありますが、「操作記録」とは、「日常・定期・臨時」の「点検記録」を指すと考えてよろしいでしょうか。	当該「操作記録」を「点検及び修繕等記録」に変更します。
56	①	要求水準	13	3	3	3				「主な業務の頻度等」に記載されている「建築年次定期点検」と「建築診断業務」の内容の差異をご教示願います。「建築年次定期点検」が建築基準法に基づくものである場合、「建築診断業務」の内容をご教示願います。	ここでの「建築診断業務」は「建築基準法第12条報告業務」(いわゆる「定期報告」)のことであり、「建築年次定期点検」は「定期報告」には含まれないが、要求水準を満たすために必要となる点検を含むものとします。
57	①	主な業務の頻度等	13	3	3	3				「主な業務の頻度等」という表に、「建築年次定期点検」とありますが、具体的にはどのような点検を想定されているのか、ご教示ください。	番号56への回答を参照してください。
58	①	主な業務の頻度等	13	3	3	3				「主な業務の頻度等」という表に、「自動ドア定期点検」とあり1回/月の頻度を設定されています。メーカーや専門業者による定期点検とすると頻度が通常の	大学は、法定点検以上の頻度での実施を想定していましたが、法定点検どおりの実施回数でも構わないものとします。ただし、大学としては、従来の方法に加え

番号	書類	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①		質問	回答
										ビルと比較して多いと考えますが、頻度の設定に特段の理由があるのでしょうか。	て、独自の創意・工夫のある提案を期待しています。
59	①	建築診断業務	13	3	3	3				主な業務の頻度等として、建築診断業務（建築基準法第12条報告業務）は1回／年と記載されていますが、京都市の定期報告制度によれば「建築物は1回／3年、建築設備は1回／年」と定められています。本事業では京都市にて定められた項目・頻度にて建築診断（定期報告）業務を行うとしてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。番号56、58への回答を参照してください。
60	①	主な業務の頻度等	13	3	3	3				「主な業務の頻度等」という表に、「建築診断業務（建築基準法第12条報告業務）」とあり1回／年の頻度を設定されています。建築基準法第12条に基づく建物に関する調査と特定行政庁への報告を指すと考えてよろしいでしょうか。特定行政庁へ報告を要する頻度より高い頻度となっていると思料しますが、特段の理由があるのでしょうか。	番号56、58への回答を参照してください。
61	①	建物保守管理業務	13	3	3	3			※	特記がないかぎり、動物施設内の建物保守管理業務は事業外との理解でよろしいでしょうか。	番号54への回答を参照してください。なお、要求水準書（案）に記載のある「主な業務の頻度等」の特記については、入札説明書等と同時に、加筆・修正して提示します。
62	①	動物施設の定義	13	3	3	3			※	動物施設の定義についてご教示ください。	飼育室や実験室等の専有部分及び当該場所に付属する廊下等の共用部を指します。なお、詳細については、【別表1 部屋別仕様一覧】において提示しますので、留意してください。
63	①	環境測定	13	3	3	3	2	②		業務水準において「空気環境、水質は法令に定められ	本事業における「空気環境測定・水質検査」は「建物

番号	書類	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①		質問	回答
										た基準等を遵守する。」とありますが、16頁第3章4(3)主な業務の頻度等において空気環境測定・飲料水水質検査等が項目に含まれております。本事業において空気環境測定・水質検査は建物保守管理業務と建築設備保守管理業務のどちらに含まれるのでしょうか。	保守管理業務」に含めるものとし、当該箇所を修正します。
64	①	害虫駆除	13	3	3	3	3			業務水準に害虫駆除が含まれておりますが、19頁第3章6(4)主な業務の頻度等において「衛生害虫駆除【調査・施工・効果判定】」が含まれております。本事業において害虫駆除は建物保守管理業務と清掃業務のどちらに含まれるのでしょうか。	本事業における「害虫駆除」は「建物保守管理業務」に含めるものとし、当該箇所を修正します。
65	①	業務の対象範囲	13	3	4	1				建築設備保守業務で入室する際に特別な資格、講習、申請・許可の必要な室がある場合、【別表1部屋別仕様一覧】等にて明確にご提示頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。番号53への回答を参照してください。ただし「建物保守管理業務」を「建築設備保守管理業務」に読み替えてください。
66	①	建築設備保守管理業務の要求水準	14	3	4	3				本項の表に“すべての”という記載が多くありますが、ここでいう“すべて”とは、(1)に示された業務の対象範囲に係るすべての設備と理解してよろしいでしょうか。(貴大学が本事業とは別途に建築設備保守管理業務を実施する設備は除くとの理解です。)	ご理解のとおりですが、建築設備保守管理業務の対象は、特殊な設備機器等及び部位を除き、その他すべての設備機器等及び部位が対象となります。なお、詳細については、【別表1 部屋別仕様一覧】において提示しますので、留意してください。
67	①	要求水準	14	3	4	3				「操作記録を保存し、検査と説明に使用できるようにする。」とありますが、「操作記録」とは、16頁(4)の「設備管理台帳(点検記録)」を指すと考えてよろしいでしょうか。	当該「操作記録」を「運転監視、点検及び修繕等記録」に変更し、「設備管理台帳」を含むものとします。
68	①	特殊排水、特殊ガス	14	3	4	3	2	② ③		②に“特殊排水を含む”、③に“特殊ガスを含む”と	入札説明書等と同時に提示します。

番号	書類	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①		質問	回答
										ありますが、ここでのいう特殊排水や特殊ガスには、どのようなものがあるのでしょうか。ご教示ください。	
69	①	排水とごみ	14	3	4	3	2	②		実験排水モニター監視設備が異常を検知した場合の、事業者の対応範囲をご教示ください。	番号26への回答を参照してください。
70	①	主な業務の頻度等	15	3	4	3				動物施設内の業務について、業務実施時間の指定はありますか。また、特別な入退室手順を要する部屋はありますか。	現段階では、特定の業務実施時間や特別な入退室手順を想定していません。なお、動物実験関連施設の維持管理業務は、限定的な内容とするとともに、その実施に当たっては、業務実施時間や入退室手順について、大学と選定事業者で協議するものとします。なお、詳細については、【別表1 部屋別仕様一覧】において提示しますので、留意してください。
71	①	主な業務の頻度等	15	3	4	3				作業を行うに当たって、作業時間の指定や職員の方の立ち合いが必要な部屋はありますか。	原則として、本施設の廊下・階段及び各階共通部分並びにリフレッシュスペース・講義室・会議室及び不特定の者が入れ替わり利用する部分並びに外構部分については、大学の業務に支障のない時間帯で作業を実施するものとし、職員の立会いは不要とします。また、原則として、本施設の研究室・実験室・事務室・プロジェクト研究等スペース及び特定の者が継続的に利用（入居）する部分については、大学の承諾を得た時間帯で作業を実施するものとし、職員の立会いを必要とします。具体的には、【別表1 部屋別仕様一覧】において提示する。なお、清掃作業は大学の業務に支障のない時間帯に行うものとします。
72	①	受変電設備	15	3	4	3				電気主任技術者は事業者側	電気主任技術者は、大学側

番号	書類	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①		質問	回答
		月次定期点検								で選任するのでしょうか。	で選任します。
73	①	受変電設備 月次定期点検	15	3	4	3				現在京都大学吉田キャンパス構内建物の研究室・実験室・動物舎などを行ってる施設において、受変電設備点検時の年次点検時（停電点検）は、行っているのでしょうか。その場合は、平日・日祝日・夜間など現在の状況を教えてください。	土・日・祝日（休日）の昼間に実施しています。
74	①	緊急用シャワー設備	15	3	4	3	2	⑨		緊急用シャワー設備とは、どのような設備でどのような用途で設置されるのかについて、ご教示ください。	実験で化学薬品等を浴びた場合に、緊急にその薬品を洗い流すための設備です。詳細については、実施設計図書を参照してください。
75	①	付帯設備の 保守点検頻度	15	3	4	3	2	⑩		付帯設備とは①～⑨を除くすべての設備を指すものと思料しますが、関係法令等に規定される保守点検頻度が年1回を超える場合であっても、年1回以上の頻度で保守点検しなければならないと理解してよろしいでしょうか。	番号58への回答を参照してください。
76	①	運転・監視 ・巡視業務 水準	15	3	4	3	4			運転監視の時間が記載されていますが、この時間帯は監視者が現地に常駐するという意味でしょうか。仮に常駐とした場合、監視室へ常時1名が張り付くことになるのか（休憩取得の可否）また急な欠勤日の代替要員配置の必要性につきご教示願います。	番号26、46への回答を参照してください。ただし、当該業務時間及び休務日の規定に係わらず、1年365日24時間にわたって、異常の有無を機械警備等により常時監視するとともに、非常時・緊急時及び災害時の一次対応について実施する必要があります。なお、当該一次対応は、機械警備会社が対応するものでもよいものとします。
77	①	運転・監視 ・巡視業務 水準	15	3	4	3	4			運転監視時間外（深夜早朝や土日祝日）に設備異常が生じた場合の事業者に求められる対応方法及び対応内容のレベル（異常信号の停止、当日中の復旧等）につき、ご教示願います。	番号76への回答を参照してください。
78	①	運転・監視 ・巡視	15	3	4	3	4			平日の19時以降翌8時までや土日祝年末年始等の原	番号76への回答を参照してください。

番号	書類	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①		質問	回答
										則として運転監視を要しない時間帯に設備の異常が発生した場合や運転操作が必要となった場合は、大学側で実施されるのでしょうか。或いは、事業者側で対応を行った場合、別途に費用を請求できるのでしょうか。	
79	①	運転・監視・巡視	15	3	4	3	4			平日の8:00～19:00以外の時間帯は、運転監視のために大学に常駐する必要はないと考えてよろしいでしょうか。	番号76への回答を参照してください。
80	①	運転・監視・巡視業務範囲	15	3	4	3	4			教授や学生への鍵の貸し出し、引越し対応、引越しのための事前内覧対応、拾得物管理等、本施設の運營業務に関わる部分は、貴学にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、施設使用者（入居者）への施設・設備・備品等の取扱説明書（留意事項とともに非常時の対応等を含む。）等の作成及び提供をお願いします。
81	①	主な業務の頻度	16	3	4	3				GHP設備月次点検の点検頻度が1回/年になっておりますが、定期点検ではないのでしょうか。または月次点検（1回/月）でしょうか。ご教示下さい。	「GHP設備月次点検」の頻度を「1回/月」と修正します。
82	①	GHP設備月次点検	16	3	4	3				「GHP設備月次点検」の頻度は、「1回/月」の誤りでしょうか。	ご理解のとおりです。
83	①	ドラフトチャンパー定期点検	16	3	4	3				教授側で持ち込んだ機器については、業務対象外との理解でよろしいでしょうか。（その他実験用設備も同様）	ご理解のとおりです。
84	①	空気環境測定	16	3	4	3				頻度が月1回となっておりますが、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく作業頻度は2ヶ月に1回であると思われまます。月1回実施する必要があるのででしょうか。	番号58への回答を参照してください。
85	①	飲料水水質検査	16	3	4	3				「飲料水水質検査15項目【10項目】及び消毒副生成物12項目」と「飲料水水質検査【1】【2】」は	関係法令（建築物における衛生的環境の確保に関する法律）に基づく水質検査です。「飲料水水質検査1

番号	書類	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	質問	回答
									いずれも同頻度ですが、どのような内容の差異があるのでしょうか。また「飲料水水質検査【1】」と「飲料水水質検査【2】」にはどのような違いがあるのでしょうか。	5項目【10項目】は6か月以内に1回、「消毒副生成物12項目」は1年以内に1回（6月1日～9月30日）、「飲料水水質検査【1】」は4項目（残留塩素、色度、濁度、臭気）を7日以内ごとに1回、実施するものとします。また、「飲料水水質検査【2】」は実施しない（削除する）ものとします。
86	①	飲料水水質検査	16	3	4	3			頻度が月1回となっておりますが、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく作業頻度は年1回であると思われます。月1回実施する必要があるのでしょうか。	番号85への回答を参照してください。
87	①	飲料水水質検査	16	3	4	3			飲料水水質検査【1】、飲料水水質検査【2】とは、具体的にどのような検査項目なのでしょうか。	番号85への回答を参照してください。
88	①	飲料水水質検査	16	3	4	3			飲料水水質検査の【1】【2】の検査項目を開示して下さい。	番号85への回答を参照してください。
89	①	GHP設備 月次点検	16	3	4	3			「月次点検」と記載がありますが、頻度は1回/年となっております。どちらが正しいのでしょうか。	番号81への回答を参照してください。
90	①	共用部照明 換球	16	3	4	3			専用部においては管球の交換、納品（施設管理担当者から支給されて、球切れ箇所への納品）、ごみ置き場までの運搬等、事業者が行う業務は無いとの理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおり、管球の交換（現場への納品を含む。）及び廃棄物の収集・集積については、原則として、本施設の廊下・階段及び各階共通部分並びにリフレッシュスペース・講義室・会議室及び不特定の者が入れ替わり利用する部分並びに外構部分を対象とし、本施設の研究室・実験室・事務室・プロジェクト研究等スペース及び特定の者が継続的に利用（入居）する部分については対象としないものとします。ただし、消防設備法定点検、照度測

番号	書類	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①			質 問	回 答
												定等、本施設の研究室・実験室・事務室・プロジェクト研究等スペース及び特定の者が継続的に利用（入居）する部分についても対象とする建築設備保守管理業務が多数あることに留意してください。なお、詳細については、【別表1 部屋別仕様一覧】において提示しますので、留意してください。
91	①	共用部照明換球	16	3	4	3					「随時」とありますが、平日の8:00～19:00の間で随時と理解すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、大学の業務（講義、会議等を含む。）に支障のない時間帯で作業を実施するものとなります。
92	①	警報・防犯設備監視	16	3	4	3					「随時」とありますが、平日の8:00～19:00の間で随時と理解すればよろしいでしょうか。	番号76への回答を参照してください。
93	①	建築設備保守管理業務	16	3	4	3				※	特記がないかぎり、動物施設内の建築設備保守管理業務は事業外との理解でよろしいでしょうか。	番号66への回答を参照してください。
94	①	業務の対象範囲	18	3	6	1	3				清掃業務の対象の中で入室する際に特別な資格、講習、申請・許可の必要な室がある場合、【別表1 部屋別仕様一覧】等にて明確にご提示頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。番号53への回答を参照してください。ただし「建物保守管理業務」を「清掃業務」に読み替えてください。
95	①	作業時間帯	18	3	6	1	3				大学の業務に支障のない時間帯とありますが、日常清掃は原則的に平日の8:00～19:00の間で業務実施が可能であると考えてよろしいでしょうか。床ワックス塗布等の定期清掃は休日や平日夜間に実施する必要があると考えればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、大学との協議が必要となります。なお、番号31への回答を参照してください。
96	①	清掃業務	18	3	6	1	3				「清掃作業は大学の業務に支障のない時間帯に行うこと。」とありますが、事務室で勤務する大学職員の執務時間及び学生の授業時間	ご質問の時間帯は、以下のとおりです。 ・大学職員の執務時間 8:30～17:15 ・学生の授業時間

番号	書類	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①		質問	回答
										帯を教えてください。	9:00~18:00
97	①	業務の実施	18	3	6	2	1	③		臨時清掃とはどのような意味合いでしょうか。例えば、清掃業務が15時で終了する計画とした場合であっても、17時に発生した汚れに対し、貴学からの指示で清掃を行う場合があるということでしょうか。	ご質問のように極端（短時間で繰り返すよう）な事例は想定していませんが、日常清掃や定期清掃を実施しても、施設の利用等によって著しい汚れ等が生じた場合には、臨時に対応する必要が生じるという意味であり、このことについて選定事業者の積極的な提案を期待しています。なお、大学が提示している頻度は、大学の想定であり、同等以上の品質が確保されるならば、選定事業者の提案によるものとしており、いわゆる仕様（頻度）よりも性能（品質）を重視するものとします。
98	①	ゴミの収集、集積	18	3	6	3	3			“廃薬品、実験廃棄物等は除く”とあることから、廃薬品や実験廃棄物等の収集及び集積は本事業の業務範囲には含まれず、貴大学の負担で実施されるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
99	①	衛生消耗品の補充	18	3	6	4				“衛生消耗品の補充”とありますが、p10に衛生消耗品は適宜、大学から支給するとあることから、選定事業者はその充填ないしは交換をすれば足りると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、当該充填には、納品の状況等によって「小運搬」が含まれる場合があります。
100	①	建物清掃	18	3	6	4				ゴミ箱、汚物容器、厨芥入れは貴学にて設置されるのでしょうか。その場合、それぞれ何個程度の設置を検討しているかご教示願います。	当該施設備品の設置者については、番号38への回答を参照してください。なお、大学が設置する施設備品について、現段階では、その設置場所及び個数等は未定ですので、実施設計図書を参考とし、適正と考えられる設置場所及び個数等を想定してください。大学が設置する施設備品の設置場所及び個数等の提案（設

番号	書類	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①			質 問	回 答
												置は大学負担)も期待しています。
101	①	ガラス清掃	19	3	6	4					ガラス清掃は丸環対応でしょうか。あるいはバルコニーが設置されている等で特に専用器具を用いずに対応できる設計なのでしょうか。	大半は、メカニカルバルコニー等から清掃できますが、一部についてはこの限りではありません。詳細については、実施設計図書を参照してください。
102	①	ガラス(内外)の清掃	19	3	6	4					ガラスの内側を清掃する場所は6(1)3)清掃業務の対象範囲のみでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりとし、対象範囲内と対象範囲外の間(あいだ)に設置されるガラスは、対象範囲内のガラス面のみを対象とし、外部に面するガラス面は、すべてを対象とします。なお、詳細については、【別表1部屋別仕様一覧】において提示しますので、留意してください。
103	①	主な業務の頻度等	19	3	6	4					トイレなどの清掃頻度が、3回/週とあります。清掃作業を実施してから次の清掃までの間に発生する汚れは、許容して頂けると理解して宜しいでしょうか。	原則として、ご理解のとおりですが、施設の利用等にとって著しい汚れ等が生じた場合には、臨時的対応を期待しています。なお、番号97への回答を参照してください。
104	①	除塵マット	19	3	6	4					マットの交換を月1回行うとありますが、マットを設置する場所及び大きさ、枚数は事業者の提案によるのでしょうか。	マットの設置(調達を含む。)及び交換等は選定事業者の業務の範囲とし、設置場所については、建物出入口、事務室出入口、大講義室出入口等を想定していますが、具体的な設置場所及びマットの大きさや枚数等については、選定事業者の提案によるものとします。
105	①	部分洗浄・ワックス補修	19	3	6	4					業務の実施回数は事業者の提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、番号97への回答を参照してください。
106	①	外装ガラス清掃	19	3	6	4					動物施設内を含むとありますが、施設の内部のガラスは対象外で、外に面したガラスの外側のみ清掃すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。番号102への回答を参照してください。
107	①	衛生害虫駆	19	3	6	4					衛生害虫駆除とあります	番号64への回答を参照し

番号	書類	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①		質問	回答
		除								が、建物保守管理業務にも害虫駆除とあります。当該業務はどちらの業務に属すると考えればよろしいでしょうか。	てください。
108	①	衛生害虫駆除【調査・施工・効果判定】	19	3	6	4				害虫駆除を行う対象範囲・部位・エリアなどを明確に開示して下さい。	建築物における衛生的環境の確保に関する法律の基準に基づいて実施するものとします。なお、対象範囲・部位・エリア等については、要求水準書で提示します。
109	①	消毒用品	19	3	6	4	3	②		消毒用品とは具体的にどのような物なのかご提示下さい。	手の消毒にもちいるアルコール等を想定します。
110	①	清掃業務	20	3	6	4			※	特記がないかぎり、動物施設内の清掃業務は事業外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
111	①	廃棄物の収集・運搬・処分について	20	3	6	8				廃棄物の収集・運搬及び処分は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、大学が許可業者との直接契約により行う必要があります。したがって、事業者が行う業務は、特殊な廃液等を除く一般廃棄物のみを1階のゴミ置場まで運搬・集積することのみと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。選定事業者は、ホール・廊下・階段・リフレッシュスペース及び各階共通部分並びに講堂・講義室・セミナー室・会議室及び不特定の者が入れ替わり利用する部分のゴミ（特殊な廃液等を除き、各階のゴミ置場のゴミを含む。）を収集し、1階のゴミ置場まで運搬・集積するものとします。なお、詳細については、【別表1 部屋別仕様一覧】において提示しますので、留意してください。
112	①	廃棄物の収集・集積	20	3	6	8				廃棄物管理責任者の選任が必要になることが想定されますが、大学側で選任されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
113	①	廃棄物の収集・集積	20	3	6	8				付帯事業により発生する廃棄物の処理（費用負担、運搬方法等）について、ご教示ください。	付帯事業により発生する廃棄物は、本事業の廃棄物の収集・集積業務とは区分し、本事業のサービス購入費に含めず、選定事業者の直接の負担（外部への最終処理等を含む。）とし

番号	書類	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①		質問	回答
											す。また、当該廃棄物の処理等の方法は、適法で、かつ、選定事業者の判断によるものとします。
114	①	廃棄物処理	20	3	6	8	1	③		実験排水槽から生じる汚泥（産業廃棄物）の処理契約も貴学にて締結いただけるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
115	①	廃棄物の収集・集積	20	3	6	8	2			“①学生及び教職員は、実験・研究から発生する特殊な廃液等の処理を自らの責任で行うとともに・・・利用（入居）する部分のゴミ（特殊な廃液等を除く。）を1階のゴミ置場まで運搬・集積する。”また“②選定事業者は・・・不特定の者が入れ替わり利用する部分のゴミ（特殊な廃液等をのぞき・・・）”とあります。この特殊な廃液の処理に関しては本事業の業務範囲に含まれず、貴大学が別発注を予定されている専門の業者が実施するとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、実験・研究から発生する特殊な廃液等の処理については、大学側で実施します。
116	①	廃棄物の収集・集積	20	3	6	8	2			特殊な廃液等の処理に関して、本事業の業務範囲には含まれないとした場合、万一、特殊な廃液等の漏出等、当該廃液の処理で問題が発生した場合は、貴大学の責任及び負担にて措置されるところと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、当該廃液処理での問題が、選定事業者の施設整備業務（例えば、本施設の瑕疵等）及び維持管理業務（例えば、錯誤による一般ゴミへの混入）に起因する場合には、この限りではありません。
117	①	廃棄物の収集・集積	20	3	6	8	2	①		学生及び教職員が運搬・集積したゴミの事業者による再分別は必要ないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
118	①	廃棄物の運搬	20	3	6	8	2	①		「学生及び教職員は、・・・1階のゴミ置場まで運搬・集積する。」とありますが、各自が分別して運搬もしくはゴミ置場で分別するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
119	①	薬学部総合	21	3	7	1	2			現在のセキュリティ計画を	扉及び窓等の開口部から当

番号	書類	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①			質問	回答
		研究棟・薬学部本館の警備業務									開示していただけないでしょうか。	該部屋への不正な侵入を防止（警戒）するセキュリティ・レベルを想定しています。
120	①	警備業務の対象範囲	21	3	7	1	2				事務室2部屋、管理室1部屋の警備とありますが、警備方式にご指定はありますでしょうか。どの程度のセキュリティレベルを想定されているのかご教示ください。	警備方式に特段の指定はありません。なお、セキュリティ・レベルについては、番号119への回答を参照してください。
121	①	警備業務の対象範囲	21	3	7	1	2				事務室2部屋、管理室1部屋以外の室は、個別に警備を行う必要はないと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
122	①	事業者用の事務室	21	3	7	3					事業者が業務で使用する事務室などについては、無償で対応していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	番号34への回答を参照してください。
123	①	警備業務の業務内容	21	3	7	4					“警備担当員は、監視設備により常時監視し・・・”とありますが（3）には“常駐の必要はない”と記載されています。監視設備による常時監視は、遠隔監視装置等を用い警備会社の監視センターなどで常時監視可能であれば、警備員を常駐させる必要がないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。番号26、28、69、76への回答を参照してください。
124	①	業務内容	21	3	7	4	2				「・・・、適切な応急措置を行う」とあります。維持管理業務の実施時間は「原則として、平日8：00～19：00までとし、土曜・日曜・祝日及び12月29日～1月3日を除く」（第3章-2-(7)-2）であり、業務実施時間外の上記対応は、警備業務を担当する機械警備会社に対応することが要求水準との理解でよろしいでしょうか。	番号26、28、69、76への回答を参照してください。
125	①	業務内容	21	3	7	4	2				機械警備会社が設備異常も受信する場合、設備異常に	番号26、28、69、76への回答を参照してくだ

番号	書類	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	質問	回答
									についても現場に急行を行うのでしょうか。あるいは貴学の指定連絡先に連絡を行えば足りるのでしょうか。	さい。
126	①	業務内容	21	3	7	4	2		異常信号受信時（火災・防犯また必要であれば設備異常）に現場に急行するのは、機械警備会社のみで足り、維持管理を行う事業者はその必要がないのでしょうか。	原則として、ご理解のとおりですが、当該事情（状況）によっては、維持管理に当たる者が、（多少の遅れはやむを得ないとしても）現場への急行・確認の上、取り得る適切な応急の処置を実施することを期待します。番号26、28、69、76への回答を参照してください。
127	①	業務内容	21	3	7	4	3		「・・・、状況の把握と初期措置をとること」とあります。維持管理業務の実施時間は「原則として、平日8：00～19：00までとし、土曜・日曜・祝日及び12月29日～1月3日を除く」（第3章－2－（7）－2））であり、業務実施時間外の上記対応は、警備業務を担当する機械警備会社に対応することが要求水準との理解でよろしいでしょうか。	番号26、28、69、76への回答を参照してください。
128	①	付帯事業	22	4					付帯事業者より希望があれば、大学ウェブサイト内アクセスマップ等にて一般や広く学内への告知をして頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	現段階では、ご質問にあるような対応は難しいと思われれますが、大学は、可能な範囲で協力するものとします。
129	①	付帯事業の目的	22	4	1				付帯事業の実施内容について、大学が採用を認める基準、実施を期待する事業、実施を認めない事業等があればご教示ください。	入札説明書の添付資料「付帯事業提案要領」（実施方針の添付資料3「付帯事業の概要（案）」と大きくは変わりません。ただし、入札参加希望者の質問・意見等に基づき「大学から本施設の一時貸付を受ける付帯事業」、「大学から本施設の長期貸付及び一時貸付を受けない付帯事業」を追加する予定です。）を参照し

番号	書類	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①			質 問	回 答
												てください。なお、当該要領においては、詳細な事項までを規定することなく、付帯事業提案、個別対話、付帯事業提案（改定）、付帯事業提案（採否）を通じて定めるものとしますので、積極的な提案を期待するところです。
130	①	付帯事業の目的	22	4	1						大学が独自に実施する同種の福利厚生に関する事業があればご教示ください。（自動販売機の設置等）	現段階では、本施設において同種の福利厚生に関する事業計画（自動販売機の設置等を含む。）の予定はありません。
131	①	付帯事業の実施	22	4	2	2	2				一時貸付の定義についてご教示ください。例えば、週1回実施する付帯事業を事業期間中行う場合は、一時貸付との理解でよろしいでしょうか。	長期貸付とは、特定の場所を継続的に（事業期間にわたって）占有できるものであり、一時貸付とは、特定の場所を日・時を限って使用できるものです。どちらを選択するかは、選定事業者の提案によるものとします。ただし、番号6番への回答を参照してください。
132	①	付帯事業の変更	23	4	2	4					事業期間の途中で付帯事業を中止することはできないとありますが、例えば貴学都合によるキャンパス移転による利用者数減や大規模修繕に伴う本施設の一時停止、利用可能時間の減少等による中止も認められないのでしょうか。提案時と前提が異なった場合の取扱につきご教示願います。	ご質問のような状況は想定していませんが、万が一、キャンパス移転による利用者数の減少、大規模修繕に伴う本施設の一時停止、利用可能時間の減少等に関する対応等については、その時点での個別事情に基づき、大学と選定事業者で協議するものとします。
133	①	付帯事業の変更	23	4	2	4					“提案した付帯事業は、事業期間の途中で中止することはできないものとする。”とありますが、一時貸付を受ける付帯事業や一時貸付を受けない付帯事業は、年間を通じて毎年特定の時期に一定期間実施することを想定されているのでしょうか。（維持管理期間の開始後、利用者ニーズ調査を行い、選定事業者が採算性	（停止）条件付きの実施を前提とした一時貸付を受ける付帯事業、長期貸付及び一時貸付を受けない付帯事業にかかる付帯事業提案も受け付けるものとします。なお、（停止）条件付きの実施を前提とした付帯事業提案を受け、大学が採用を認めた場合であっても、確実な実施が担保されないため、評価の対象にはならな

番号	書類	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①		質問	回答
										の確保が可能と判断すれば、一定期間後：数年後に導入実施するような提案は認められないのでしょうか。)	いものと考えます。
134	①	付帯事業の変更	23	4	2	4				「付帯事業の開始（本施設の供用開始）から2年を経過した以降（3年目以降）であれば、以下の条件を満たしていると大学が認める場合にあっては、付帯事業の実施内容等の変更について、大学と協議できるものとする。」とありますが、貸付面積の変更や貸付方法（長期・一時）についても協議対象であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、当該条件を満たしていると大学が認める場合に限るものとしします。
135	①	付帯事業の変更	23	4	2	4				要求水準書では付帯事業につき追加の要求事項があるのでしょうか。「入札説明書（主に要求水準書）を満たしていること」とありますが、要求水準書（案）では、付帯事業について満たすべき水準が特に記載されていないと思料します。	番号129への回答を参照してください。
136	①	付帯事業の事業期間	23	4	2	5				付帯事業の運営開始は平成28年7月1日からとなりますが、在館者数等の状況に応じて開始期日の変更については、柔軟に対応頂けると理解してよろしいでしょうか。	付帯事業の運営開始の日は平成28年7月1日となりますが、施設使用者の入居（引越）状況等により在館者数等が大きく未達となる期間に限って、運営開始の日を遅らせること、運営開始時の規模を縮小することなどについては、大学と選定事業者の協議によるものとしします。
137	①	付帯事業の費用等	23	4	3					事業期間を通じて貸付料の変更は無いのでしょうか。例えば、事業者の要請に基づく付帯事業不振時の減額要請や貴学都合による値上げ等が発生することはないのでしょうか。	貸付料は、運営期間を通じて固定するものとしします。ただし、消費税及び地方消費税の税率改正がなされた場合にあっては、この限りではありません。なお、現在提示の貸付料は、消費税及び地方消費税の税率8%で設定しています。

番号	書類	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	質問	回答
138	①	付帯事業の費用等	23	4	3				<p>“大学から本施設の長期貸付を受ける場合の貸付料は、21,000円/年・㎡（消費税及び地方消費税を含む。）”とありますが、「実施方針に関する一般質問回答等」No.39では“現在、類似の他施設では、施設使用料として、飲食の場合は21,000円/年・㎡程度、物販の場合は13,000円/年・㎡程度、自動販売機の場合は10,000円/年・㎡程度としています。”と回答されています。</p> <p>本事業においては、用途にかかわらず21,000円/年・㎡とするものと決定されたように思われますが、なぜ高値である飲食を想定した使用料に決定されたのか、ご教示ください。</p>	<p>本事業における付帯事業は、その用途（内容）も含めて、選定事業者の付帯事業提案（任意・独立採算）に基づくものであり、大学が具体的に指定するものではないため、施設使用料についても、その用途（内容）にかかわらず一律21,000円/年・㎡（消費税及び地方消費税を含む。）とするところです。</p>
139	①	付帯事業の費用等	23	4	3				<p>選定事業者の提案用途によっては、物販や自動販売機に特定した別の使用料の設定について、協議に応じていただけないでしょうか。</p>	<p>ご質問のような協議は想定していません。</p>
140	①	付帯事業の費用等	23	4	3				<p>21,000円/年・㎡（消費税及び地方消費税を含む。）は今後税率改正が行われた際も、本事業期間中は実施方針（添付資料2）リスク分担表（案）税制度リスク10消費税及び地方消費税の範囲変更及び税率変更に関するものにおいて貴大学が負担者になっている事から、本事業契約終了まで、上記金額にて実施が出来るものとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>番号137への回答を参照してください。なお、付帯事業におけるリスク分担表（案）の考え方は、No.61によるものとします。</p>
141	①	付帯事業の費用等	23	4	3				<p>長期貸付料：21,000円/年・㎡及び一時貸付使用料650円/時間・㎡には、“消費税及び地方消費税を含む。”とされていますが、今後消費税率の改正</p>	<p>番号137への回答を参照してください。なお、付帯事業におけるリスク分担表（案）の考え方は、No.61によるものとします。</p>

番号	書類	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①		質問	回答
										が行われた際も、実施方針（添付資料2）リスク分担表（案）税制度リスク10消費税及び地方消費税の範囲変更及び税率変更に関するものが貴大学の負担となっていることから、本事業契約終了まで、上記金額に変更はないものとの認識でよろしいでしょうか。	
142	①	付帯事業の費用等	23	4	3					「貸付料は、21,000円/年・㎡（消費税及び地方消費税を含む）」との記載がありますが、消費税が10%になった場合も、貸付料は変更なしとの理解でよろしいでしょうか。	番号137への回答を参照してください。
143	①	付帯事業の費用等	23	4	3					法令変更や物価変動が起こった場合でも、貸付料や使用料は事業期間中の変更はないと考えてよろしいでしょうか。	番号137への回答を参照してください。
144	①	長期貸付の貸付料	23	4	3					長期貸付を受ける場合の貸付料は消費税及び地方消費税を含む21,000円/㎡となっています。消費税及び地方消費税が平成27年10月から10%になる予定ですが、その時の貸付料は22,000円/㎡（税込）でしょうか。それとも21,000円/㎡（税込）のままでしょうか。	番号137への回答を参照してください。
145	②	その他	-	-	-	-	-	-	-	事業の実施にあたり、特別目的会社（SPC）の設立が求められていますが、SPCの実施体制やSPCによる大学への報告内容等は提案によるとの理解で良いでしょうか。	ご質問の趣旨が分かりかねますが、入札説明書等に記載されている必要事項を満たすのであれば、特段の問題はありません。
146	②	その他	-	-	-	-	-	-	-	工事監理業務に従事する管理技術者及び主任担当技術者につきましては、施設整備期間中常駐は不要と考えてよろしいでしょうか。	大学の示す要求水準を満たすものとし、工事監理者の常駐を求めるものではありません。
147	②	維持管理業	9	3	2					維持管理業務の実施にあたり	番号71への回答を参照し

番号	書類	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①		質 問	回 答
		務の一般事項								り、大学の立会が必要な場所があればお示してください。	てください。